

2019年度①

商 法

(全 2 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 手形の変造の意義と効果について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、輸入乗用車の販売を事業目的とする取締役会設置会社である。甲社の取締役3名のうち、Aは代表取締役社長、Bは営業担当の取締役、Cは経理担当の取締役である。BとCは同期入社で、出世を争うライバルとして対立していた。

平成30年1月、Bは、個人的な株式投資に失敗したため、友人Dに対して500万円の借金を申し込んだところ、Dは、「貸してもよいが、甲社が保証人になってくれることが条件だ。」と答えた。そこでBは、Aに対し、このままでは自己破産するしかないと説明して、BのDに対する借入債務を甲社が保証してくれるよう依頼した。Aは、Bが営業部門のトップであり、甲社に欠くことができない人材であったことから、上記の依頼を受けることとした。しかし、Cの反対を予想して、上記の依頼をCに報告することはしなかった。

Aは、取締役会決議を経ないまま、甲社を代表して、Dとの間で、BのDに対する500万円の借入債務を保証する契約を締結した（以下、「本件保証契約」という。）。なお、Dは、Aが虚偽の説明をしたことにより、本件保証契約について取締役会の承認があるものと信じていた。

その3か月後、Dからの借入金を全く返さないまま、Bは自己破産したため、Dは、甲社に対し、本件保証契約に基づき保証債務の履行を求める訴訟を提起した。甲社は、本件保証契約は取締役会決議を欠くため無効であると主張して、Dの請求を争っている。Dの請求は認められるか、論じなさい。(40点)

〔2〕 乙株式会社（以下、「乙社」という。）は、スーパーマーケットの経営を事業目的とする公開会社であり、監査役設置会社である。乙社は、家電量販店のチェーン店の経営を事業目的とする丙株式会社（以下、「丙社」という。）と経営統合を前提とした業務提携を行うため、第三者割当ての方法で新株発行を行うこととした。

平成30年2月8日、乙社において、丙社を引受人、1株あたりの払込金額を2500円とする新株発行を決定する取締役会決議が成立した（以下、「本件新株発行」という。）。同日、乙社の代表取締役Pは、本件新株発行について公告を行った。本件新株発行について差止めの請求がなされることはなく、本件新株発行は払込期日に効力を生じた。

本件新株発行当時の乙社株式の公正な価格は1株あたり5000円であった。Pは、本件新株発行を決定するには株主総会特別決議が必要であることを認識していたが、緊急に丙社との経営統合を実現する必要があると考えて、株主総会を開催しないまま本件新株発行を実行していた。

乙社の取締役Qは、海外出張のため、上記の取締役会を欠席していた。帰国後、上記の取締役会において本件新株発行が決定されたことを認識したが、払込期日まで何らの措置を探ることもなく、その後もPが株主総会特別決議を経ないまま本件新株発行を実行するのを黙認していた。

乙社の株主Xは、本件新株発行によってその保有する株式の価値が低下したことにより、200万円の損害を被った。そこでXは、PおよびQに対し、会社法429条1項に基づき、その被った損害の賠償を請求する訴えを提起した。Xの請求は認容されるか、論じなさい。（40点）